

神奈川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において病害虫の防除等に使用される農薬の安全かつ適正な使用等の確保及び農薬の使用に伴う周辺的环境汚染防止を図るために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護に資するとともに、良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号、以下「取締法」という。）第2条第1項及び第2項に規定するものをいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場を経営している者をいう。

(登録農薬の使用)

第3条 事業者は、芝及び樹木等の病害虫の防除等栽培管理を目的とした農薬の使用にあたっては、取締法第3条及び第34条第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。

(農薬表示事項等の遵守)

第4条 事業者は、農薬の使用にあたっては、取締法第16条に規定する農薬に係る表示事項及び神奈川県ゴルフ場病害虫雑草防除基準を遵守しなければならない。

(環境への配慮)

第5条 事業者は、農薬の使用にあたっては、気象、地形、周辺の土地利用の状況等の環境条件並びに時期等を考慮し、利用者、従業員及び周辺住民等に影響を及ぼさないよう十分留意しなければならない。

(農薬の購入)

第6条 事業者は、取締法第17条の規定による届出のあった販売者（毒物劇物に該当する農薬にあつては毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定による登録を受けた者）から農薬を購入しなければならない。

(農薬の管理及び使用記録)

第7条 事業者は、ゴルフ場に農薬使用管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、農薬の安全かつ適正な使用及び保管にあたらせるものとする。

2 事業者は、農薬受払簿及び農薬使用状況記録簿を備え付け、農薬の購入及び使用の都度、その状況を記録し、3年間保存するものとする。

(防除の委託)

第8条 事業者は、病害虫防除等の作業を委託するにあたっては、委託業者にこの要綱を遵守して作業を行うよう指示するものとする。

(環境保全計画の作成)

第9条 事業者は、農薬の使用に伴うゴルフ場及びその周辺環境の汚染の防止を図るため、次の事項を内容とする環境保全計画（以下「計画」という。）を作成するものと

する。

- (1) ゴルフ場の概要
 - (2) 環境保全に関する基本的事項
 - (3) ゴルフ場及びその周辺環境の状況
 - (4) 農薬の適正使用及び管理方法
 - (5) 環境影響の確認方法
 - (6) 被害発生時の対応方法
 - (7) その他環境保全上必要な事項
- 2 事業者は、計画をすみやかに作成し、第1号様式により知事に提出するものとする。
 - 3 事業者は、前項の規定による計画を変更したときは、2週間以内に第1号様式により知事に提出するものとする。

(環境調査の実施)

第10条 事業者は、計画に基づき、次により環境調査を実施するものとする。

- (1) 常時監視
調整池等において魚類の飼育により水質を監視する。
 - (2) 環境調査
排水口、調整池等において農薬の成分項目を調査する。
- 2 前項の調査は、適切な時期を選んで、年3回実施するものとする。
 - 3 事業者は、第1項に定める前年分の調査結果を毎年2月末日までに第2号様式により、知事に報告するものとする。
 - 4 事業者は、第1項の調査結果に異常が認められた場合は、第9条に定める計画の見直しを行うものとする。
 - 5 事業者は、第1項の調査結果を記録簿に記帳し、3年間保存しておくものとする。

(被害発生時の対応)

第11条 事業者は、ゴルフ場及びその周辺環境について常に注意を払い、調整池等において飼育している魚類及び周辺動植物に異常が認められたときは、ただちに、原因調査等必要な措置をとるとともに、その旨を知事に通報するものとする。

(農薬使用結果の報告)

第12条 事業者は、前年の農薬使用結果を第3号様式により、毎年2月末日までに知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項に定めるほか、必要に応じて事業者から報告を求めることができる。

(調査への協力)

第13条 事業者は、知事が必要に応じて行う調査に対して協力するものとする。

(助言・指導)

第14条 知事は、必要に応じ、事業者に対し農薬の安全かつ適正な使用及び管理並びに環境の保全に係る助言及び指導を行うものとする。

(講習会への参加)

第15条 事業者は、管理責任者等の関係者を、知事が行う農薬の安全使用等に係る講習会に積極的に参加させるものとする。

2 知事は、管理責任者等に対し、講習会を通じ関係法令の遵守、農薬の安全使用、防除技術及び環境保全対策等について積極的に情報を提供するものとする。

(市町村長との連携)

第16条 知事は、ゴルフ場の農薬使用に関し、市町村長と情報の交換を行うなど、相互に密接な連携を図るものとする。

(補則)

第17条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。